

変わりゆく厳神社のふもと

かわりゆく小方の西国街道

城山の後ろを通っていた西国街道が厳神社の海側山裾を通るようになるのは、寛文の頃(1660年)山裾に沿って海辺を埋め立て、街道を付け替えてからです。やがて道に沿って片側に家が建ち並んで「片側町」ができ、道の前は船着き場があったので「がんぎ(雁木)片側町」とも言われていました。幕末には海側も細長く埋め立てられて「増側町」ができました。嘉永5(1852)年新町沖新開が完成し船着き場はなくなりましたが、今でも「がんぎの〇〇さん」と昔ながらの呼び名が使われています。

350年続いたこの一帯も「岩国・大竹道路」の計画によりかわろうとしています。

厳神社と厳島神社のかかわり

厳神社は、往古は厳宮大明神と唱え、亀居城のあった山に鎮座されていました。創立年代は不詳ですが、再建の記録で古いものは応安2(1369)年南北朝後期の棟札があります。神社は字が示すように、厳島神社と縁故の深い神社です。

厳島神社の年中行事の一つに、5月の御島まわりがあります。養父崎浦の沖で行われる御島喰式で、

鳥喰の神鴉があらわれないときは、厳神社の杜が見えるところまで船を漕ぎ出して、厳神社を遥拝して式を終えます。これを「厳宮出し」といいます。

厳島管絃祭の一週間前に行われる「御洲掘り」の奉仕作業では、小方・黒川両地区の人達が、管絃船が地御前より還御する客神社祓殿と廻廊に囲まれた枳形を担当します。奉仕が終わると本殿で御祓をうけ、枳の小枝を持ち帰ります。小方・黒川の人達は一番大事な所を担当し、御祓も一番目に受けることを誇りに思っています。



けごろもの碑

「斿につゝみてぬくし

鴨の足

者世越

11 斿の碑 (大竹市指定重要文化財・史跡)

「斿につゝみてぬくし鴨の足」者世越 ※植物の芭蕉の古い表し方で、松尾芭蕉が俳号として使った。

この句は、俳諧七部集の「続猿蓑」に掲載してある。句の主題が鴨のこのことのみでもあり、晩年、かるみを重んじた俳聖松尾芭蕉お気に入りの句だったといわれる。芭蕉は、密貿易の罪を着て流刑地で死んだ愛弟子杜国を偲び、元禄6(1693)年の冬、伊良湖崎(愛知県)への「杜国を訪ける道すがら」の旅でこの句を詠んだ。鴨の群れを眼にし、杜国を偲び竹む芭蕉の心情はいかばかりであったろうか。

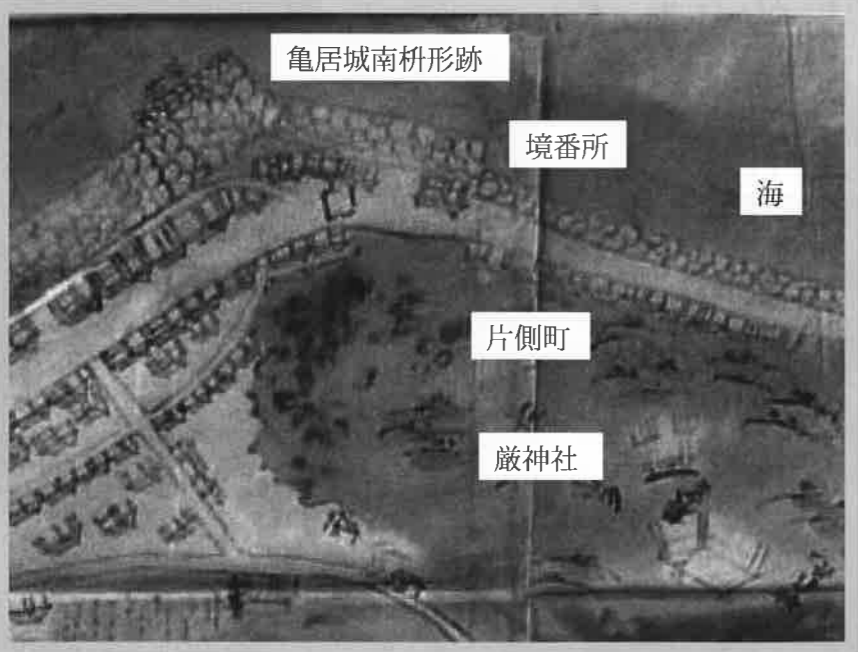
この碑の句は、芭蕉の百五十年忌を追善して、天保14(1843)年、この地の同好の志が建立した。

「蕉門十哲」の一人志田野坡は、九州への旅の途中、大竹村に幾度も立ち寄って俳諧を教えた。

こうした影響からか、小方では、幕末になって俳人市川蘭史・永田斗泉などが「斿社」という俳句の会を作った。慶応から明治にかけ、この俳壇は隆盛を極め、その後「清遊倶楽部」へと引き継がれた。

この石碑は、文字の彫りが大変すばらしく栗谷町大栗林の瑞照寺裏山の石仏が、同時期、小方村の石工・松五郎の手によっており、この碑も松五郎作とも推測される。

全国にある斿の碑の中で、長野県木島平村や岡山市西大寺と比べて、大竹市のものが立派だという。



亀居城南枳形跡

境番所

海

片側町

厳神社

江戸時代 小方村絵地図(和田家所蔵)

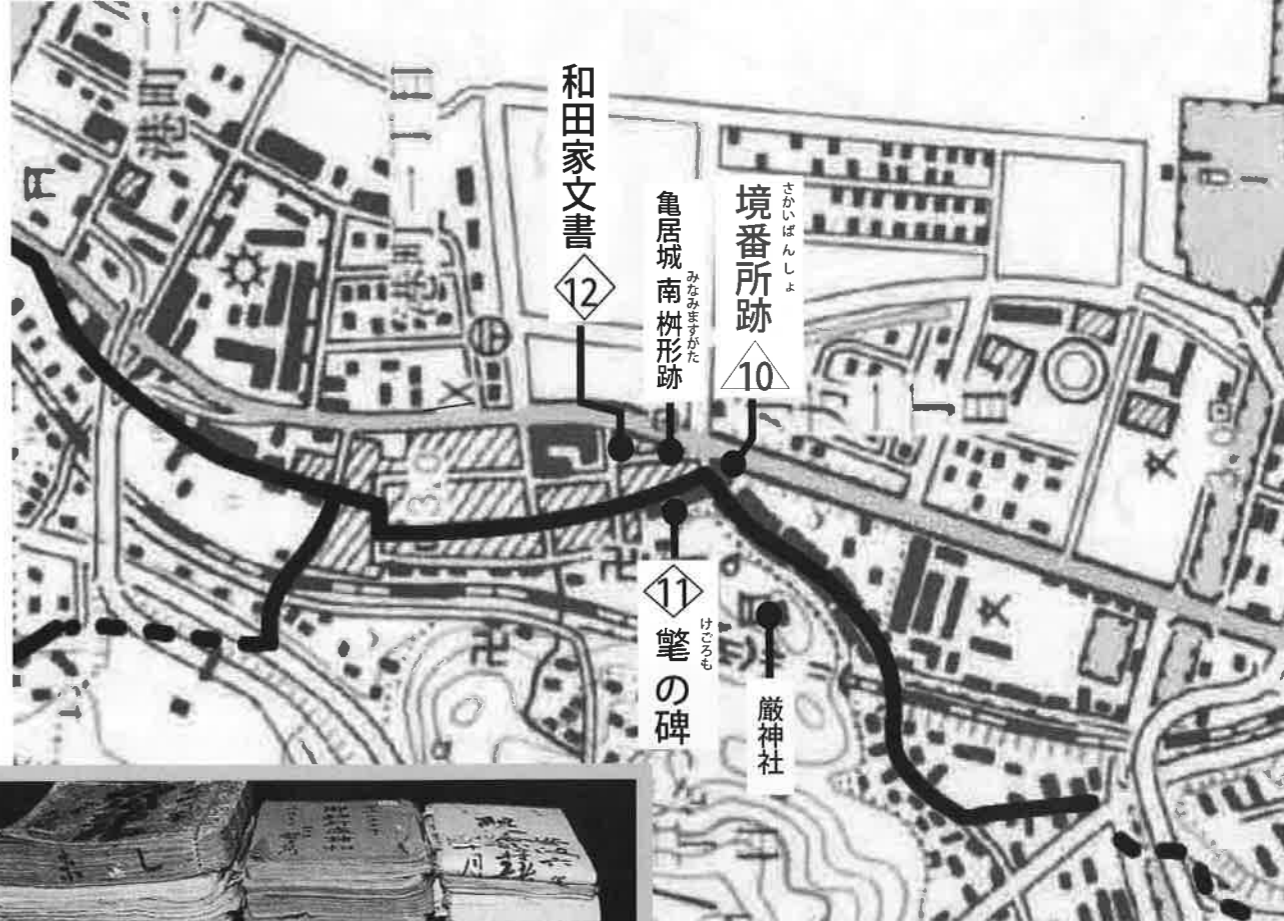
10 境番所跡※

広島藩は、周防国岩国領に接する交通の要所小方に、明暦3(1657)年境番所(簡易な関所のようなもの)を設けて通行人や荷物の出入りを取り締まっていた。また、海に向かって船の見張りも行った。

番所には役人(下級武士)2人が詰めていて、家族と一緒に居住していた。

長州の役で焼失したが、明治3年に再建され、廃藩置県によって廃止された。

なお長州の役では通行の急増に備えてここより西約170mに関門・柵や番所を置いて見張りを厳重にした。



和道家文書

境番所跡

亀居城南枳形跡

斿の碑

厳神社



俳諧—俳句の別称。「俳諧の連歌」の略称で、古くから滑稽・おどけ・戯れを意味する語として用いられた。

12 和道家文書 (大竹市指定重要文化財・古文書)

江戸時代中期以降和道家は代々佐伯郡西部の庄屋を束ねる割庄屋の職を務めた。そのため、同家は地域の歴史研究資料として質・量ともに貴重な文書類、約12,700点を継承する。

文書類は、各村から出された文書をはじめ「頭庄屋諸控」「郡用諸控」など、当時の村の様子がうかがえる重要な歴史資料である。

大竹市は平成19年、同家古文書類を「和道家文書」として市指定有形文化財に指定した。